

2026 年 9 月 16 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

【周知】取適法、振興法、独禁法優越ガイドライン・告示等について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課より、下記のとおり協力依頼がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

===医薬産業振興企画課からの連絡文=====

平素より、厚生労働行政の推進に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするためには、取適法の対象外の取引を含むサプライチェーン全体で、適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要です。また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体が利益を享受し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化にも繋がるものです。

そのため、本年 1 月の取適法、振興法の施行に加え、公正取引委員会におきまして、本年 6 月に、独占禁止法上の物流特殊指定、支払告示、優越的地位の濫用に関するガイドライン及び知財取引指針 所管業界の特性に応じて、周知が必要となる事項を選択してください（下記②も同様です。）。を改正等いたしました。貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた個々の企業におかれては、経営者・代表者、調達担当の幹部の方から、現場の調達担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

① 取適法、振興法について

本年 1 月 1 日に施行された取適法・振興法につきまして、改めて、その改正のポイント等をご確認いただけますと幸いです。

（中小受託取引適正化法（取適法）のポイント）

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与
（参考 URL）https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

取適法解説動画：

https://youtube.com/playlist?list=PL1acmsLRV6VAvlvWfIq12WindJigZIVxA&si=yDNgdprR9Dgi_onn

（受託中小企業振興法のポイント）

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与
（参考 URL）<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko/jyutaku.html>

② 物流特殊指定、支払告示、優越的地位の濫用に関するガイドライン及び知財取引指針の

改正等について

本年6月に成案を公表した、物流特殊指定、支払告示、優越的地位の濫用に関するガイドライン及び知財取引指針につきまして、その改正・制定のポイント等をご確認いただけますと幸いです。

（物流特殊指定（改正）のポイント）

- 着荷主が物流事業者を通じて契約外の荷待ち・荷役等を行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為等を禁止
- 改正部分は令和9年4月1日施行
（参考 URL）<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html>

改正物流特殊指定解説動画：https://youtu.be/a8Vt2z93f8s?si=4v4nx1ApNW_ucVkd

（支払告示のポイント）

- 製造委託等の取引を対象に、正当な理由なく給付を受領した日から60日以内に代金を支払わないことを禁止
- 令和9年4月1日施行
（参考 URL）<https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html>

（優越的地位の濫用に関するガイドライン（改正）のポイント）

- 対価の決定方法について実効的な価格協議が行われたかどうか、違法性の判断に当たっての考慮要素となることを明確にするため想定例を追記

(参考 URL) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>

(知財取引指針のポイント)

- 知的財産権等に係る取引環境の整備やリテラシーの向上によるイノベーション促進を目的として、独占禁止法上の考え方や競争政策上の望ましい対応等を整理（ノウハウやデータを含む知的財産権等について、様々な対価設定方法や対価設定における選択肢の提示、契約書ひな形、相談・支援体制など）

(参考 URL) <https://cms03.jftc.go.jp/dk/chizaitorihiki/index.html>

以上